平成２１年（フ）第１３２２号
埼玉県上尾市錦町28番１号　アークガーデン上尾Ａ―202、住民票上の住所群馬県前橋市昭和町３丁目26番29―１―１号　富沢ハイツ
債務者　坂本　朱美
１　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３１号
さいたま市岩槻区宮町２丁目21番15号
債務者　畑山須巳子
１　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４１号
さいたま市浦和区本太２丁目12番22号　安達マンション203
債務者　大高　政則
１　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５０号
埼玉県新座市新座１丁目８番11号
債務者　大倉美保子
１　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６３号
さいたま市南区松本３丁目１番10号101
債務者　溝渕　美保
１　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７０号
埼玉県蓮田市上２丁目10番21号　桜華ハイツ101号
債務者　佐々木伸子
１　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８６号
埼玉県川口市金山町10番８号
債務者　星野都生枝（旧姓中山）
１　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１３号
埼玉県川口市前川３丁目28番18号　前三ハイツ201号
債務者　大平こずえ
１　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４９８号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中３丁目22番地５　ビィラ・デュエットＢ103
債務者　岩城　隼介
１　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５０３号
埼玉県春日部市大枝686番地　ライフタウニィＣ街区３―102
債務者　大野　　恵
１　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５２２号
埼玉県春日部市増富14番地７
債務者　須藤　友紀
１　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５３８号
埼玉県春日部市備後東１丁目３番16―604号
債務者　秋元　　博
１　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５８５号
埼玉県狭山市広瀬東３丁目31番15号
債務者　盛岡　吉美
１　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５８６号
埼玉県川越市宮元町37番地８
債務者　横溝　一美
１　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５９２号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地１街区30棟202号
債務者　高島　　亨
１　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５９３号
埼玉県坂戸市薬師町６番地１　プリンスヒルズ305号室、前住所埼玉県坂戸市日の出町16番51―311号　アンビシャスプラザ坂戸
債務者　天野　順子
１　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５９９号
埼玉県川越市上野田町３番地２　第２ヒバリーハイツ307号室
債務者　田場小モニカこと　リベロス　タバコデ　サモーラ　モニカ　ロサ
１　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月24日までさいたま地方裁判所川越支部